

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人住宅金融支援機構

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況
独立行政法人住宅金融支援機構が締結する売買、賃借等契約に関する取り扱いについて必要な事項を定めた「独立行政法人住宅金融支援機構会計規程」及び「同会計規程施行細則」を規定している。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）の整備状況
監事及び監査法人による監査を行っている他、独立行政法人住宅金融支援機構内に「契約審査委員会」を設置し、一定の要件に該当する契約の相手方の選定方法等の審査を行っている。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況（進捗していない場合はその理由も付記）
平成 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、順次可能なものから一般競争入札等への移行を進めている。（別紙「業務実績報告書の抜粋（P.27～P.29）」参照。）
II 個々の契約における監事等のチェックについて
1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）
【監事】平成 20 年 1 月以降、一定の要件に該当する随意契約案件の決議書等について監事によるチェックが行われている。 【会計監査人】財務諸表監査の枠内で、随意契約による取引が財務諸表に重要な影響を及ぼす事項について会計監査人によるチェックが行われている。 【契約審査委員会】一定の要件に該当する契約の相手方の選定方法等について契約審査委員会によるチェックが行われている。
2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況
【監事】平成 20 年 3 月末までの被監査案件 25 件については、「すべて適正な随意契約が締結されているものと判断した」との報告を監事より受けている。 また、機構全体の随意契約見直し計画については、「着実に進捗しているものと判断した」との報告を監事より受けている。 【会計監査人】平成 19 年度決算における会計監査人による指摘事項はなかった。 【契約審査委員会】平成 19 年度における被審査案件 114 件については、すべて適正であると契約審査委員会より認められている。

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人住宅金融支援機構

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
一般競争、指名競争など契約の方式、契約事務手続、公表事項及び自主監督・検査等に関する取扱いについて必要な事項を定めた「独立行政法人住宅金融支援機構会計規程」及び「同会計規程施行細則」を定めており、適切な内容であると評価できる。
2. 契約事務に係る執行体制(内部審査体制、第三者による審査体制)についての評価
入札・契約事務手続の改善については、監事及び監査法人による監査を実施している他、「契約審査委員会」において、契約の相手方の選定方法等の審査を行う等、内部審査体制の充実について積極的に取り組んでおり、評価できる。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
「随意契約見直し計画」を踏まえ、随意契約によることが真にやむを得ない場合を除き、一般競争入札等に移行することとし、可能なものから一般競争入札等による調達を実施するとともに、随意契約基準を定めた会計規程等について機構ホームページで公表しており、評価できる。(平成 19 年度業務実績評価調書に記載済み。)
II 個々の契約に係る評価
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事、会計監査人及び契約審査委員会による適正なチェックプロセスに基づき個別の契約の合規性等に係るチェックが行われているという報告がなされており、評価できる。 なお、一般競争入札に対して一社しか応募がない案件等については、発注の効率性の確保に向けた更なる工夫が望まれる。

＜業務実績報告書の抜粋（P. 27～P. 29）＞

【平成19年度における取組】

- 平成19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画及び平成19年12月に公表した随意契約見直し計画を踏まえ、随意契約によることが真にやむを得ない場合を除き、遅くとも平成21年度から一般競争入札等に移行することとし、可能なものから一般競争入札等による調達を実施した。
- 随意契約基準を定めた会計規程及び同規程施行細則等を機構ホームページで公表した（平成19年12月）。
- 一定額以上（次表参照）の随意契約について、半月毎（月2回）に機構ホームページで公表した。
（平成19年4月1日から平成20年3月31日までの契約分の公表件数は201件）

予定価格が次に掲げる金額を超える契約

工事又は物の製造をさせる場合	250万円
財産の買入れをする場合	160万円
財産の借入れをする場合（年額又は総額）	80万円
役務の供給をさせる場合	100万円

- 随意契約の基準及び契約の公表について国の基準に合わせ、平成20年1月1日付けで見直しを行った。

（参考）一般競争入札等及び随意契約実績

（単位：件、億円）

		平成18年度		平成19年度	
		件数	金額	件数	金額
一般競争 入札等	競争入札	(6%) 82	(5%) 18	(10%) 131	(3%) 15
	企画競争等	(11%) 155	(10%) 37	(17%) 222	(24%) 107
随意契約		(83%) 1,181	(85%) 332	(73%) 937	(73%) 331
合 計		(100%) 1,418	(100%) 388	(100%) 1,290	(100%) 454

（注）金額はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

（ ）内は合計に占めるシェア

平成19年度の契約状況については、

- ・一般競争入札（131件、総額15億円、1件あたり平均落札率76%）
- ・企画競争・公募（222件、総額107億円、1件あたり平均落札率93%）
- ・随意契約（937件、総額331億円、1件あたり平均落札率98%）

となっている。

平成19年度においては、平成19年12月の随意契約見直し計画の策定前に契約を締結したものが多かったため、随意契約の割合が73%となった。

住宅金融支援機構では、随意契約（少額を除く。）について契約名称、契約日、契約相手方、契約金額、随意契約とした理由などの公表（ホームページ）を行ってきたが、平成19年度1月以降の契約分から予定価格、落札率などの項目を追加して公表を行っており、契約の透明性向上を図っている。

随意契約とした主なものは、以下のとおり。

- ・法令等の規定に基づき、契約の相手方が特定されるもの。
- ・場所在限定されることにより、供給者が一に特定されるとしている賃貸借契約等であって当該場所でなければ事務を行うことが不可能であるもの。
- ・電気、ガス、水道等供給することが可能な業者が一の場合のもの。

随意契約だったものから競争入札に移行した主なものは以下のとおり。

- ・労働者派遣契約10件